香美市公立保育園保育業務支援システム導入及び運用保守委託業務公墓型プロポーザルに対する回答書

番号	区分	項目	質問	回答
1	参加要件	実施要領/3.参加資格(6) 仕様書/4.運用保守(3)10.	「受託者は ISO/IEC27001:2013(ISMS)及びプライバシーマークの認証を取得していること。」とありますが、他自治体様で一般的に求められる要件は「または」であることから、本事業においても受託者がどちらかの認証を取得していればご提案させていただくことは可能でしょうか	し、加えて「プライバシーマークの取得またはホームページ等へ個人
2		仕様書/4.運用保守(3)10. 様式3(機能要件対応表)/基本事項/情報セキュリティ/認証資格	以下の記載がございますが、ISO/IEC27001:2013 (ISMS) 、プライバシーマークの 認証のいずれかを取得していれば問題ございませんでしょうか。	質問1に対する回答のとおり修正します。
3	参加要件	実施要領/3.参加資格(6)	「ISO/IEC27001:2013 (ISMS) 及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証するプライバシーマークの認証を取得していること。」と記載がございますが、機能要件表の認証資格項目には「システム提供事業者は、ISMS (ISO27001) 及びプライバシーマークを取得していること。」と記載がございます。また、実施要領2/3/(6)でも各種認証の取得が求められていることから、本要件はシステム提供事業者に対して求められている要件との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	参加要件	様式3 (機能要件対応表)/基本事項/情報セキュリティ/認証資格	システムにおいても ISO/IEC 27017 の認証取得が求められていると認識しております。本調達対象の保育ICTシステムでは、園児の個人情報等を扱うことから、セキュリティ面で十分な配慮が必要であると考えております。そのうえで、ISO/IEC 27017 はクラウド環境における情報セキュリティ管理の追加ガイドラインであり、個人情報を適切に取り扱う体制を証明するプライバシーマーク、またはクラウド環境で個人情報 (PII) を保護するための ISO/IEC 27018 の取得も検討されることが望ましいと考えます。つきましては、ここでいう「システム提供事業者」とは システム自体を提供・運営している事業者 という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	参加要件	仕様書P.2/2 システム内容/(1) 概要・機能要件 2	公平性の観点から確認させていただきます。仕様書には「デジタル庁のデジタル地方創生サービスカタログにおいて『保育所等業務支援システム』『モデル仕様書適合』『TYPE1 Plus 対象』として掲載されているシステムであること」と記載がございます。当該要件を満たすシステムは限られており、現時点では3サービス程度と認識しております。その他の公募条件も含めると、実質的に参入可能な事業者数はさらに限定される可能性が高いと考えております。つきましては、調達における競争性確保や、国民経済の発展等の観点から、「TYPE1 Plus 対象」の要件を必須ではなく任意(加点要件等)に変更いただくことは可能でしょうか。これにより参加事業者の裾野が広がり、結果としてより多様な提案の比較検討が可能となり、貴市にとってもコスト面・サービス面でメリットが生まれるものと考えております。なお、TYPE1 Plusを活用することがデジタル田園都市国家構想関連事業で自治体様の評価加点となる点は承知しておりますが、本公募において民間事業者を調達する際に必須条件とされることが必ずしも不可欠ではないと考えており、要件の位置付けについてご検討いただければ幸いです。	「デジタル庁のデジタル地方創生サービスカタログにおいて『保育所等業務支援システム』『モデル仕様書適合』として掲載されているシステムであること」へと修正し、「Type IP lus対象」の要件は必須要件ではなく加算要件へとします。配点については別添評価基準とのとおりです。

番号	区分	項目	質問	回答
6	提出書類	実施要領/5.参加手続き等(2) ④ - イ	「※ISO/IEC27001:2013 (ISMS) または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証するプライバシーマークの登録書などその内容が分かるものの写しを添付すること。」と記載がございますが、実施要領P.2/3 参加資格/(6)にて求められている要件はISO/IEC27001:2013 (ISMS) 及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証するプライバシーマークの取得と認識しております。登録書の提出は、ISO/IEC27001:2013 (ISMS) 及びプライバシーマークの2種類が必要という認識でよろしいでしょうか。	
7	個人情報	仕様書/2.システム内容(3)	「保育所及び、教育振興課で利用する全ての機能は、インターネットを経由して利用できること。」と記載があるため、システムはLGWAN-ASPではなくインターネット版のクラウドサービスの調達と推測しております。システムでは園児名、生年月日等の個人情報を取り扱うものと認識しておりますが、インターネット側のサーバーに個人情報を保管することは可能という理解であっておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	個人情報	仕様書/2.システム内容(3)	質問No.7でインターネット側システムを調達する場合、園児の病歴・障害情報・健康診断等のデータを取り扱うと考えており、また病歴においても一般的かつ軽微な疾患に関する情報も要配慮個人情報とする考えもあり、取り扱いデータのセキュリティ等にも関係するため、職員・保護者ユーザーの方が要配慮個人情報を記載することはありますでしょうか。もし無い場合、病歴、障害情報は連絡帳や(5)帳票要件にある帳票などで保護者・職員の方が記録することは一般的な業務・作業範囲と考えており、記録することを防ぐ方法を教えていただけますでしょうか。	要配慮個人情報も含む記載があることを想定しています。
9	個人情報	仕様書/2.システム内容(3)	質問No.8で要配慮個人情報を取り扱う場合、はインターネット側のサーバに保管しても問題ないのでしょうか。	問題ありません。
10	操作研修操作マニュアル	仕様書/3.システム導入(3)3.	「システム利用者及びシステム管理者向け研修を少なくとも各保育所1回以上実施すること。」とありますが、各保育所に対して実施する研修は同様の内容となります。また、弊社が提案するサービスについては、無償で参加可能な操作研修を定期的にご用意しており、都合の合うタイミングでご参加いただくことが可能です。以上を踏まえ、複数施設での合同研修を1回、ないしは2回実施するご提案でもよろしいでしょうか。最終的な回数等については、貴市のご要望等やスケジュール等を踏まえて最終決定させていただきたく存じますが、前提として上記のようなご提案が可能かお伺いしたく、ご質問しております。	

番号	区分	項目	質問	回答
11	操作研修操作マニュアル	仕様書/3.システム導入(3)図表 2		します。そのほかの機能については、追加機能活用開始時に必要な操作研修等について再度協議することとし、この操作研修について別途費用が発生する場合は、令和8年度以降にかかる費用としてシステム
12	操作研修操作マニュアル	仕様書/3.システム導入(3)図表 2	研修及びマニュアルの内容について「システム管理者」「システム利用者」とそれ ぞれに記載がありますが、両者同一の内容の研修及びマニュアルでの対応とさせて いただくことは可能でしょうか。両者において導入時にお伝えするポイントやシステムの利用方法に大きな違いはないことから、ご質問しております。 (研修内で、管理者向けの内容も交えつつご案内させていただく予定です。)	は、同一内容研修及びマニュアルでも可とします。ただし管理者権限 での操作とその他利用者の操作が異なる場合、補足説明や資料を追加
13	操作研修操作マニュアル	仕様書/3.システム導入(3)図表 2	「※操作説明の際は本市の運用に合わせた操作マニュアル(管理者用・利用者用の両方)を準備すること。」と記載がありますが、こちらについては、これまでの導入のノウハウを踏まえて最適化した研修資料のご提供とさせていただくことは可能でしょうか。なお、その中でも貴市向けの特別な資料が必要と見込まれる場合は、貴市と協議の上対応方法等について協議させていただく想定です。	お見込みのとおりです。
14	審査スケジュール	実施要領/4.プロポーザル審査の 実施スケジュール	プレゼンテーション審査日の決定時期をご教示いただけますでしょうか。	プレゼンテーション審査日は、令和7年10月20日(月曜日)とします。時間については、個別に連絡いたします。
15	KAR TE 99.1/T.	機能要件表>職員情報管理>職員 情報の登録>81,82行目	仕様書内に『職員ごとに詳細な権限(承認権限/ダウンロード権限/編集権限/閲覧権限/利用不可(非表示)権限等)の設定が可能』とありますことから、職員情報のデータ変更は、園長以外の職員にも権限を付与することで複数の職員が変更できることが必須という認識でよいでしょうか。園長しか情報の変更ができない場合、都度園長に相談が必要となり、職員情報変更作業が滞ることが予想されるためご質問しております。	うことを想定しており、他の職員が変更することはありません。統括 管理アカウントおよび園長への権限を付与が可能であれば対応可能

番号	区分	項目	質問	回答
16		機能要件表>保護者連絡機能>保 護者アプリケーション>193行目	193行目の要件において『保護者が欠席連絡時等の操作時に、ブラウザに遷移する 仕様である場合は、利便性の観点から不可とする。』とあることから、本機能要件 表193行目以降にございます、保護者アプリに関連する要件については、アプリ上 で利用可能な場合にのみ対応可能(○)となるものであり、「保護者専用サイトの 利用となる要件」および「操作の入口はアプリである一方で、実際の操作中にアプ リからブラウザに遷移する要件(欠席連絡は、ブラウザに遷移後に行う等)」があ る場合は、対応不可(×)となる認識でよろしいでしょうか。特に後者において は、誤ってブラウザを削除してしまった際に、記入中の情報が全て消えてしまうリ スクがあることから、確認しております。	お見込みのとおり、アプリ上で利用可能な場合のみ対応可能(○)とします。ただし、ブラウザに遷移する場合でも誤操作による記入途中の情報が消えることを防ぐ機能を備えている場合、対応可能(○)と
17	機能要件	その他	システムのデザイン性、操作性、利便性又は利用している技法等により、要件に記載されている内容と一部差異がある場合でも、提案者として本来求められている要件を満たしていると判断する場合には、当該要件について「○」と回答し、その差異及び提案システムにけるデザインや操作方法の詳細を備考欄に記載する、という対応で問題ないか。	
18	その他		交がの子校 について行校の制版は設けられていないものと理解しております。したがって、仮に質問回答において特定の実現方法が示された場合でも、それが参考	お見込みのとおり、仕様書等に記載された機能要件を満たしている限り、必ずしも提案時に示された実現方法に従う必要はありません。提案時と同等以上の成果を得ることができ、かつ見積金額が増加しない場合は、協議により他の実現手法を採用することも可能です。